

道路法関係令Q&A

道路管理者が整備する有料の 自動車駐車場の料金について

道路局路政課

(道路局路政課のA係長と入省

二年目B係員の午後の一時)

A.. B君が入省してからもう一年が経ったんだ、早いものだねえ。研修に行っている新人ももうじき配属されてくるし、B君には頑張ってもらわないとね。

B.. 任せてください、Aさん。新人は私がピシバシ鍛えてやりますから。なんて言いたいところなのですが、実はちよつと教えていただきたいことがあります。

A.. それは何かな。

B.. 今日の午前中のことなのですが、道路管理者が設置する自動車駐車場の料金について〇〇市から問合せを受けたのですよ。

道路管理者が駐車料金を取るということがよく分からなかったのですが、話を聞いてみたらどうも道路法第二十四条の二に基づいて行われている話だと分かりました。

でも、そもそもなぜ道路管理者が駐車場の利用者から料金を取ることができるのですか。
A.. それを説明するにはまずこの制度の成り立ちから説明した方がよさそうだね。

大きな都市の中心部に行くと、路上の違法駐車が多くて車が走りにくいことがよくあるよね。
B.. はい、迷惑ですよ。何とかならないものかと思っっているのですが。

A.. それで道路管理者としても対応を求められていたわけなのだよ。
もちろん有効な対策は駐車場を作ること、従来から道路整備特別措置法に基づいて有料駐車場の整備を行ってはいいたのだよ。

つまり、建設費等を借り入れて駐車場を建設し、利用者から取った料金で建設費等を返すわけだね。

でも、それがなかなか上手くいかなかったわけだよ。

B.. それはなぜなのでしょう。

A.. 都市の中心部は用地費が高いから、なかなか採算が取れないからね。

B.. それでは打つ手無しになってしまいますね。

A.. そこで新たな手段として道路管理者が公共事業として積極的に自動車駐車場の整備を行うことにしたわけなのだよ。

B.. でも、そうなると駐車料金を取るのはおかしな話ですよ。道路無料公開の原則に合わないですし。

A.. ただ、料金を無料にすると周りの民間駐車場等の利用者との間で不公平になってしまったり、周りの民間駐車場の経営を圧迫してしまうよね。それにみんなが使う道路を駐車場の利用者が独占的に使っているのにその対価を払わないというのを認めるのは、特に土地が貴重な都市の中心部では社会的に抵抗があるよね。そこで平成三年に道路法を改正し、道路無料公開の原則の例外として道路法第二十四条の二を定めたのだよ。

B.. なるほど。ところで、料金の決め方には何か原則はあるのですか。

A.. まず、特定の利用者に対して不当な差別的取扱い、要するに合理的な理由が無いのに料金を高くしたり低くしたりするよう定めてはならないのだよ。

B..すると、例えば自動車駐車場の周辺のデパートの利用客に対してのみ料金を安くするというように定めてはいけないのですね。

A..そうそう。それから、駐車場を実質的に利用できなくなるような高い料金を定めてはならないのだよ。

B..なるほど。確かにせっかく自動車駐車場を整備しても、利用できなければ混雑回避には繋がらないですね。

A..あと、先ほども言ったかも知れないが、近くの民間駐車場と比べて極端に安い金額を定めて、その経営を圧迫するようなことであってはならないのだよ。

B..分かりました。ところで、都市の中心部等に道路管理者が自動車駐車場を整備した場合に、必ず有料にしなければならないのですか。

A..そういうわけではないよ。道路法第二十四条の二は道路管理者が自動車駐車場の利用者から駐車料金を取ることができることを明らかにしただけで、必ずしも有料でなければならぬわけではないのだよ。

だから例えば夜間等の車を駐車したい人が少ない時間には無料とすることも可能なのだよ。もちろん先ほど説明した料金の決め方の原則を満たした上での話だけれども。

B..確かに利用したい人が少ない時間なら、無料

にしてしまった方が管理も煩わしくありませんね。

A..ところで、〇〇市からの問合せはどのような内容だったのかな。

B..それなのですが、どうも〇〇市は自動車駐車場の一部を月極で貸し出すことを考えているようなのですよ。そのようなことは可能なのでしょうか。

A..それは好ましくないね。もともと道路管理者が整備する自動車駐車場は主に都市の中心部等の路上駐車を解消するために整備されるものだから、特定の人が独占的に利用したり、車庫代わりに利用したりしたのでは他の人が利用できないので、その目的が果たせないからね。

B..それでは代わりの方法としてはどうすればよいでしょうか。

A..定期駐車券や回数駐車券なら発行できないこととはないだろうね。それを持っているからといって無条件で駐車できるわけではないから、扱いとしては他の利用者と平等だからね。

B..なるほど、そういう手がありましたか。

A..でも、回数券や特に定期券を発行するとやはり特定の人が独占的に利用したり車庫代わりに利用したりする恐れがあるから、それを防ぐよう慎重に発行せねばならないだろうね。

例えば回数券を発行する際に割引率を非常に

高くしたり特定の人に対してのみ販売したりとか、定期券を発行する際に駐車券を特定したり優先利用を認めたりするようなことは避けるべきだろうね。

(キーンコーンコーン)

A..おつ、今日も終わったなあ。ところでB君、君は新入職員達と会ったことはあるのかな。

B..この間新入職員の歓迎会があつて、そこに行つてきました。今年は女性職員が多かつたですよ(ニヤニヤ)。

A..ほお、それは楽しみだなあ(ニヤニヤ)。

参照条文

○道路法(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)

(自動車駐車場の駐車料金及び割増金)

第二十四条の二 道路管理者(指定区間内の国道にあつては、国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。)は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、自動車駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合においては、この限りでない。

2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 自動車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 二 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。
- 三 付近の駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第二号に規定する路外駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3 道路管理者は、第一項の駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

その他以下の通達を参照のこと

- ・平成3年11月1日建道政発第58号道路局長通達
- ・平成3年11月1日建道政発第60号路政課長通達